

平成30年8月28日

## 放送受信契約の未契約事業所への訴訟予告通知の発送について

本日、放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただけない事業所1件（本社長野県）に対し、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底するため、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 平成30年7月20日に、これ以上営業現場での対応を重ねても契約をいただくことが困難と判断した長野県の事業所1件について、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更して、さらに対応を重ねてまいりましたが、どうしてもご理解いただけなかったため、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。
- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

### 【未契約事業所をめぐる全国の対応状況】

これまで、当件を含む合計86件の未契約事業所について、対応窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し対応してきました。当件を除く85件のうち、76件については放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただき、3件は対応継続中です。1件については、NHKの請求を認める判決が確定しています。残る5件は現在係争中となっています（東京高裁1件、東京地裁4件）。